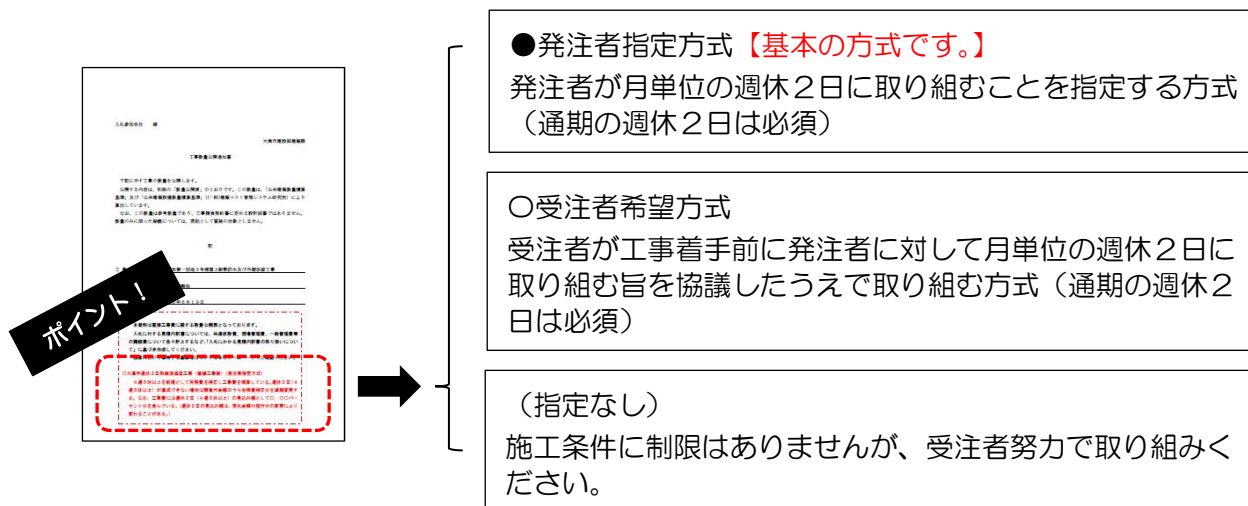


令和6年8月1日より、順次、週休2日制度の推進を行います。

令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されていることを踏まえ、本市発注の営繕工事においても計画的に週休2日を推進していきます。

●施工条件の表示について

入札時に公表している「参考数量表」の表紙に明記しています。



●発注時の積算(労務費補正等)について

週休2日の取組促進のため、工事費積算時に労務費補正を行っております。このことから達成できなかった場合、補正分を返還（減額変更）とします。【工事数量公開表に率を明示】



●工事の流れ

【工事着手前】

週休2日（現場閉所（現場休息）日）の取り決め、対象期間（工場製作等の除外期間）の設定等を現場代理人、監督職員間で協議し、実施工程表等に記載（書面化）して提出する。

【施工中】

工事着手前に作成した実施工程表等に現場閉所（現場休息）実施日を記入し、週休2日の実施状況を報告する。（工事履行報告書と合わせての提出で可。）現場閉所（現場休息）日を変更する場合は、その都度、事前に調整する。

【完工時】

完工届と合わせて当該月の週休2日の実施状況報告を提出し、工事期間中の週休2日実施状況を確認する。

お問合せ先
（建築工事）大津市建設部建築課
077-528-2787
（設備工事）大津市建設部建築課設備室
077-528-2788